

防府市青少年科学館の広場におけるキッチンカー出店事業者募集要領

1 目的及び事業概要

防府市青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用者の利便性の向上を図るため、キッチンカー（移動販売車）出店事業者（以下「出店事業者」という。）を募集する。

2 事業内容

(1) 販売方法

出店事業者は、科学館の広場（指定エリア）を使用し、キッチンカーによる対面式販売で飲食物を提供する。

(2) 使用場所及び車両制限

防府市青少年科学館 防府市寿町6番41号
惑星アトリウム広場内（別図参照） 電源あり（15アンペア）

(3) 使用面積上限

約21㎡（奥行3m×幅7m）1台分

(4) 使用可能台数

2台までとする。（1出店事業者につき1台）

(5) 使用可能日

令和4年10月29日以降の週末および祝日

※ ただし、休館日を除く。

※ その他やむを得ない事情により休館となる日は使用を不可とする。

(6) 使用可能時間

午前9時30分から午後5時まで（冬期は午後4時30分まで 準備・撤収作業及び清掃を含む）とする。

(7) 機材等

出店に必要な機材は、原則として出店事業者が持参すること。

(8) 販売に当たっての注意

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売品目

酒類を除く飲食物で保健所より許可を得ているもの。

ウ 食中毒予防策及び感染症予防策の実施

(ア) 通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。

エ 清掃等の実施

(ア) 使用場所の清掃は、出店事業者が実施すること。

(イ) 使用済み容器等の廃棄物については、出店事業者がゴミ箱を設置することで回収し、処分すること。

オ 電源・水道の使用について

- (ア) 発電機の使用は不可とする。
- (イ) 科学館で用意した電源（15アンペア）を使用することができる。（無料）
- (ウ) 科学館の水道の利用は不可とする。

カ 消火器の設置

調理に火気を使用する場合は必ず消火器を設置すること。

キ 損害賠償

- (ア) 出店事業者は、故意又は過失により広場に損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものとする。
- (イ) 広場の使用中に出店事業者の責に起因して発生した事故及び災害については、出店事業者において全責任を負うものとする。
- (ウ) 事故が発生した場合は、科学館へ報告すること。

ク その他

- (ア) 広場の使用終了後は、清掃等を行い、職員の点検を受けること。
- (イ) 食品衛生法その他の関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。
- (ウ) 決められたエリア内で販売を行うこと。
- (エ) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (オ) 使用場所での事故防止は出店事業者の責任のもと策を講じること。
- (カ) 出店により発生した問題については、出店事業者の責任と負担において対処すること。
- (キ) その他職員の指示に従うこと。

3 出店者の資格

出店事業者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 出店を予定する内容に係る事業を現に営んでいること
- (2) キッチンカー（自動車に施設を設け、車内で調理、加工及び販売する形態）であること。
- (3) 食品営業許可証（自動車による営業に限る）等、実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者であること。
- (5) 防府商工会議所の登録業者であること。

4 手続き方法等について

- (1) 出店を希望する者は、防府市青少年科学館広場使用許可申請書（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）に、(4)ア～オの必要書類を添えて防府市文化振興財団青少年科学館館長に提出する。

※ 出店を希望する日の属する月ごとに申請することができる。

- (2) 使用許可申請書は、出店を希望する月の1か月前からこれを受け付ける。ただし、希望日の7日前までに申請しなければならない。
- (3) 出店事業者が重複した場合は先着順とする。

- (4) 初めて出店する場合は、次に掲げる書類の写しを提出すること。ただし、提出した書類の内容に変更が生じた場合は再提出すること。
- ア 出店に当たり、法令により必要となる許可、資格等の証明書
 - イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格等の証明書
 - ウ 生産物賠償責任保険等の証明書
 - エ 車検証（キッチンカー）
 - オ 店舗名、主なメニュー、価格が記載されたもの（啓発用チラシ可）
- (5) 使用を許可するときは、防府市青少年科学館広場使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を出店事業者に交付する。
- (6) 出店を希望する者が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を許可しない。
- ア 公共の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認めるとき。
 - イ 建物、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - ウ その他管理上支障があると認めるとき。
- (7) 出店事業者が、使用開始前に広場を使用しないこととなったとき又は許可された事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに防府市青少年科学館広場使用許可取消（変更）申請書（第3号様式。以下「使用取消申請書」という。）に使用許可書を添えて、館長に提出しなければならない。
- (8) 使用の取消し又は許可された事項の変更の許可は、防府市青少年科学館広場使用許可取消（変更）許可書（第4号様式。以下「使用許可変更許可書」という。）を出店事業者に交付する。

5 使用料等

(1) 徴収額

出店料はキッチンカー1台につき1,500円（税込）とする。なお、出店料には、土地使用料が含まれる。

(2) 支払方法

出店日営業終了後、17:00までに現金にて青少年科学館へ支払うこと。

(3) 出店料の還付について

悪天候や、出店者の都合により中止した場合の準備等に要した費用は事業者負担となり、科学館からの補償は一切行わない。

6 その他

(1) 問合わせ先

〒747-0809 防府市寿町6番41号 防府市青少年科学館

Tel0835-26-5050 Fax0835-23-6855

E-mail: solar@soleil.ocn.ne.jp（問い合わせ専用アドレス）

(2) この要領に定めるもののほか、出店に関し疑義が生じた場合はその都度協議する。